

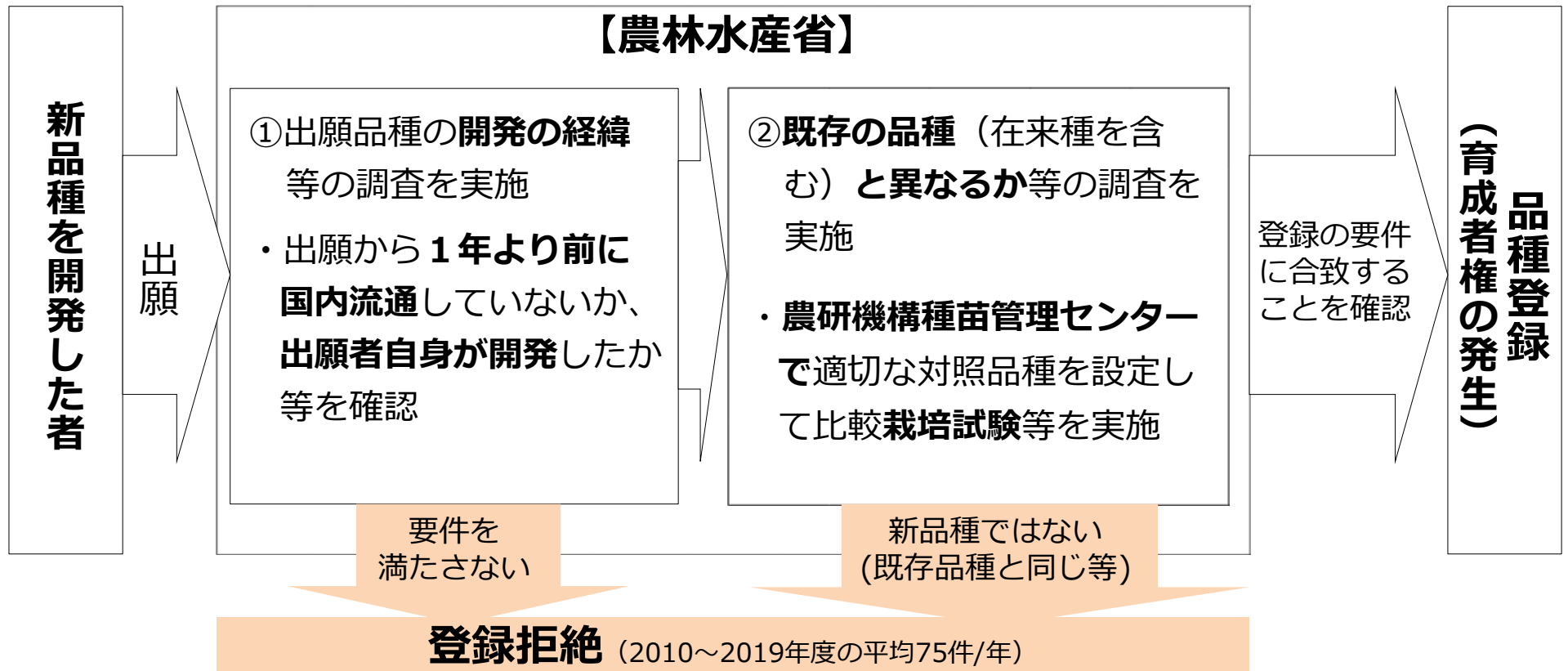
審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ

- 令和4年4月1日以降の出願品種については、栽培試験または現地調査に当たって**実費相当額の手数料**（審査手数料）**が必要**となる
- 一方で、**出願料及び登録料**（詳細は省令で規定）が**軽減**される

【出願料及び登録料】

		現行制度	法改正後
出願料		47,200円	14,000円
登録料	1-3年目	6,000円	今後省令で規定
	4-6年目	9,000円	
	7-9年目	18,000円	
	10年目以降	36,000円	30,000

既存品種が大企業等に勝手に品種登録されてしまうとの誤解



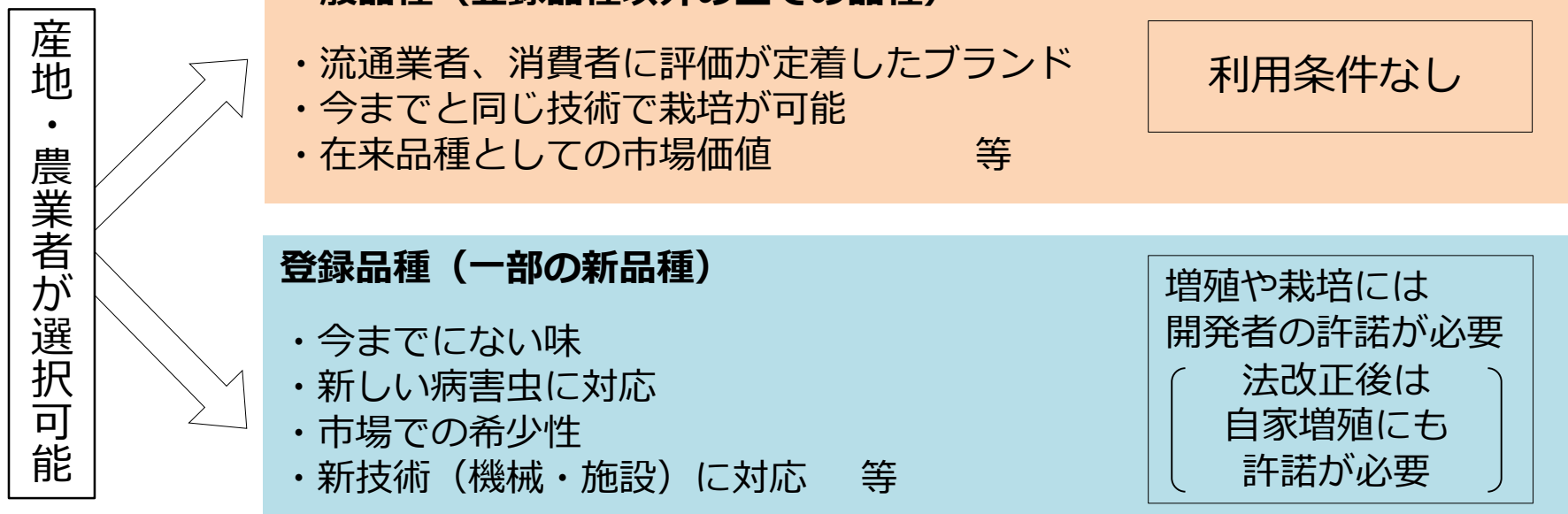
過去に事例はないが、

- ・ 万が一誤って**既存の品種**（在来種等含む）が**登録された**ことが判明した場合
⇒ **登録の取消**
- ・ **事実と異なる開発経緯を申告する**など、登録を受けた品種の**出願情報が虚偽**であったことが判明した場合
⇒ **刑事罰**（個人：3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金）

強制的に特定の登録品種の利用を強要されるとの誤解

- 種苗法は、開発者の許諾なく新品種を無断で増殖や栽培をされないための制度である。
- 種苗法により、農業者が、特定の品種の選択を強制されることはない。
- 農業者は、多く流通している一般品種※を含めて、作付ける品種を選択することができる。

※一般品種には①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種が含まれる



品目	米	みかん	りんご	ぶどう	ばれいしょ	野菜
登録品種の割合	17%	3%	5%	13%	10%	9%

米：「令和元年度産水稲うるち米の品種別作付動向について」（米穀安定供給確保支援機構）における作付面積の割合より農林水産省作成
 みかん、りんご、ぶどう：2017年産特産果樹生産動態等調査（農林水産省）における作付面積より作成
 ばれいしょ：2017年産ばれいしょの品種別、都道府県別作付面積（農林水産省）より作成
 野菜：野菜品種名鑑2019（日本種苗協会）に掲載されている品種数より農林水産省作成

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解①

- 稲では、**ブランド管理の観点**（品質向上、病害の抑制）から、登録品種の多くで**自家増殖を行わない**よう求められている。
- 従って、そのような**ブランド化を進める品種**で種苗法改正により流出防止の観点から許諾契約が見直されたとしても、**農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されない**。

主な登録品種の自家増殖の扱い

品種名（開発者）	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い（相手方）
ゆめぴりか（北海道） ななつぼし（北海道） まっしぐら（青森県） 天のつぶ（福島県） ふさこがね（千葉県） 彩のかがやき（埼玉県） こしいぶき（新潟県）	開発県(道)内	行わないよう指導（その県(道)の農業者）
つや姫（山形県）	許諾した県内	行わないよう書面約束（県内農業者） 行わないよう指導を依頼（県外指導機関）
ハツシモ岐阜SL（岐阜県）※1		規定なし
あいちのかおりSBL（愛知県）※2		
きぬむすめ（農研機構）	国内	

※1 一般品種である「ハツシモ」に縞葉枯病の抵抗性を持たせ、それ以外の特性は元の品種と同じとなるよう改良した品種

※2 一般品種である「あいちのかおり」に縞葉枯病、穂いもち病の抵抗性を持たせ、それ以外の特性は元の品種と同じとなるよう改良した品種

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解②

- いちご、かんしょ等では農業者が購入種苗を増殖して栽培しているが、登録品種の場合は現在でも許諾を受けて増殖している。
- 従って、種苗法改正により流出防止の観点から許諾契約が見直されたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されない。

主な登録品種の自家増殖の扱い

品目	品種名（開発者）	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い（相手方）
いちご	きらび香（静岡県） あまおう（福岡県） さめき姫（香川県） スカイベリー（栃木県） いばらキッス（茨城県） いちごさん（佐賀県）	開発県内	増殖が認められている種苗を販売 （自家増殖も認められている）
	さがほのか（佐賀県） 紅ほっぺ（静岡県）	許諾した県内 許諾した種苗業者 から購入した種苗	
かんしょ	紅はるか（農研機構） 紅まさり（農研機構）	国内	増殖が認められている種苗を販売 （自家増殖も認められている） ※病虫害のリスクが高く推奨されていない。
ばれいしょ	きたひめ（ホクレン）	道内	

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解③

- 果樹では、**種苗業者が増殖した種苗を農業者が購入**して栽培するのが一般的であるが、**一部で自家増殖が行われている**。
- 種苗法の改正後**は、登録品種の果樹を自家増殖する場合は、**品種の開発者の許諾を得て行う必要がある**。
- 許諾料が設定されたとしても、**現在でも種苗費の一部に含まれ、農業者が負担している知的財産相当分**（30頁参照）を参考に設定されると考えられる。

主な登録品種の自家増殖の扱い

品目	品種名（開発者）	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い（相手方）
うんしゅう みかん	肥のあかり（熊本県）	県内 県外の許諾を受けた者	規定なし
	北原早生（JA南筑後） かごしま早生（鹿児島県）	国内	
りんご	シナノゴールド（長野県） トキ（種苗会社）	国内	
ぶどう	ルビーロマン（石川県）	開発県内	規定なし（技術的に困難）
	ナガノパープル（長野県） オーロラブラック（岡山県） シャインマスカット（農研機構）	国内	規定なし

自家増殖の許諾の手続が農業者の深刻な負担となるとの誤解

- 許諾手続は、団体等がまとめて行うことが可能であり、現場で円滑に許諾手続きが進むように、契約書のひな形を作成・配付予定であることから、現場での事務負担が過度に増加することは想定されない。

登録品種の許諾契約のイメージ（水稲の例）

- 1 増殖の有無
 - 種子の増殖は行わない
 - 種子の増殖を行う
- 2 増殖を行う種子量及び許諾料
 - ①増殖する種子量は [] kg以内とする
 - ②許諾料は○円/kgとし、①の実績に応じた総額を翌3月末日まで指定口座に振り込む
 - ③本契約の有効期間は契約日から3年とし、以降増殖を行う場合は別途契約を行う。
- 3 種子の適切な取り扱い
 - ①増殖した種子は第三者に譲渡しない
 - ②余剰種子は遅滞なく廃棄または糶すりを行い食用とする
 - ③第三者から増殖した種子の譲渡の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を○○県農林水産部△△課に報告する

登録品種の許諾契約のイメージ（果樹の例）

- 1 苗の増殖の有無
 - 苗の増殖は行わない
 - 苗の増殖を行う（苗生産・高接ぎ）
- 2 増殖を行う苗木量及び許諾料
 - ①苗生産 [] 本以内とする
高接ぎ [] a 以内とする
 - ②許諾料は○円/（本・a）とし、①の実績に応じた総額を翌3月末日まで指定口座に振り込む
 - ③本契約の有効期間は契約日から1年とし、以降増殖を行う場合は別途契約を行う
- 3 種苗の適切な取り扱い
 - ①増殖した苗木は第三者に譲渡しない
 - ②余剰の苗木、穂木となり得る剪定枝等は焼却・粉碎・埋却等により種苗として利用できない状態で処分する
 - ③第三者から増殖した苗木の譲渡の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を○○県農林水産部△△課に報告する

(参考) 許諾料の例

【種子代、苗木代に知財相当分が含まれる場合】

作物の種類	種苗代	うち許諾料
水稲 A	10a当たり 1,600円	自県農業者 2.56円
		他県農業者 8円
水稲 B	10a当たり 1,600円	自県農業者 16円
		他県農業者 栽培させない
水稲 C	10a当たり 1,600円	自県農業者 8円
		他県農業者 16円
りんご A	1本当たり 2,000円	自県農業者 30円
		他県農業者 150円
ぶどう A	1本当たり 4,000円	自県農業者 60円
		他県農業者 栽培させない
ぶどう B	1本当たり 4,000円	全国一律 77円

【自由に増殖できる種苗の生産を許諾する場合】

作物の種類	許諾料 (3年当たり)
いちご A	自県農業者 無償提供
	他県 1県あたり約100万円
	民間種苗会社 約250万円
いちご B	自県 1県あたり約 40万円
	他県 1県あたり約 90万円
	民間種苗会社 約170万円
いちご C	自県農業者 無償提供
	他県農業者 栽培させない

【生産物出荷額から知財相当分を徴収する場合】

作物の種類	許諾料
りんご B (海外品種の契約栽培事例)	収穫物出荷額の約6%

※農林水産省の聞き取りによる
 ※水稲の事例は種子を4kg/10a播種するとして試算